

## 第4回健康福祉まつり

「広げよう  
思いやりで 福祉の輪」



昨年の健康福祉まつり

模擬店や野外ステージのほか、ヘルシーメニューの試食、健康相談、ウォーキングなど盛りだくさんのイベントを用意しています。お誘いあわせのうえ、ぜひお越しください。

日 時 11月1日(日)

場 所 山武市役所 駐車場内  
午前9時～午後3時(雨天決行)

問 社会福祉協議会地域福祉推進係

健康支援課

☎(82)7102

☎0479(80)8338

## 平成21年度版子育て 応援特別手当を支給

現下の不況下で個人所得が減少しつつあることをかんがみ、平成20年度限りの緊急措置として支給した子育て応援特別手当(注1)を、平成21年度においても、内容を第1子まで拡大して支給する予定です。

内容は、支給対象となる子(平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子)一人あたり3万6千円を、支給対象となる子が属する世帯の世帯主に対し、申請に基づき支給するものです。この手当は今年度限り(一回払い)の措置ですので、該当する世帯の世帯主は忘れずに申請してください。申請方法や申請期間などについての詳しい内容は、次号以降の広報やHPなどでお知らせします。

なお、この手当は、平成21年10月1日現在の住民登録を基準に支給しますが、配偶者からの暴力

の被害者(DV被害者)でどうしても現在住んでいる市町村に住民登録ができないという人については、現在住んでいる市町村に平成21年10月1日(休)から30日(金)までの間に「事前申請書」を提出することで受給できます。「事前申請書」は、子育て支援課のほか、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/>)などで入手できます。

(注1)平成20年度に実施した子育て応援特別手当は、多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子に対し、一人あたり3万6千円を、世帯主に支給しました。

問 子育て支援課児童家庭係

☎0479(80)8366

## 戦没者等のご遺族の皆さんへ 戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金(第九 回特別弔慰金)を支給

主な支給対象者

平成17年4月1日から平成21

年3月31日の間において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において前記年金給付の受給権者がいない場合、ご遺族お一人に特別弔慰金を支給します。

支給内容 額面24万円、6年償還  
の記名国債

請求期限 平成24年4月2日

その他

※請求者には順番による先順位等があります。請求手続きなど、詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。

※請求期限を過ぎると、弔慰金を受け取れなくなります。

※平成17年に実施した特別弔慰金受給権を取得している場合は、対象にはなりません。

請求窓口・問い合わせ先

社会福祉課社会福祉係

☎0479(80)8361